

2026 年 8 月 31 日

金融審議会
会長 神作 裕之 殿

金融担当大臣 片山 さつき

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり
諮問する。

記

○ 成長企業への資金供給の在り方等に関する検討

「日本成長戦略」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）における戦略分野等への成長投資や、日本企業の事業再構築・再編を支える資金の好循環を創出するため、社会情勢の変化も踏まえつつ、資金供給主体の多様化等を図る観点から、事業者向け貸付けに係る貸金業の規制の柔構造化等について検討を行うこと。

○ 保険制度の在り方に関する検討

近年の企業や家計をとりまく不確実性の高まりを踏まえ、企業の成長投資を後押しするとともに、国民生活の安全安心を確保するための保険機能を強化する観点から、再保険キャプティブ制度の創設や、生命保険のセーフティネット制度の在り方について検討を行うこと。